

国民年金

「遺族基礎年金」

幼い子どもたちを残して、もしあなたが不慮の事故や病気で

突然いのちを奪われたとしたら…。

あなたの大切な家族に残してあげられるものがあります。

家族の明日を支えていくための年金です。

いつもにこにこ笑っていた、
おとうさんが大好きでした。
私は遺族になりました。



ご存知
ですか？

「遺族基礎年金」お手続きの前に…



夫が……亡くなりました。
年金を受け取るには
どうすればいいですか。

遺族基礎年金を受けるための

3つの
確認

確認

1

働き手を失った、「**子どもがいる配偶者**」
または「**子ども**」に支払われます。

- 遺族基礎年金は、子どもがいない配偶者は受け取れません。
- その他、様々な条件があります。

* 亡くなった方によって生計を維持していた配偶者または子ども。
* 子どもは満18歳になった後、最初に迎える3月31日を過ぎていないこと。
* 20歳未満で一定の障害の状態にある子ども。
* 亡くなられた後に婚姻していないこと。

確認

2

亡くなられた方の状況

- 国民年金に加入している間に亡くなられた方。
- 過去に国民年金に加入したことがある方で、亡くなられたとき日本国内に住所があり、かつ、60歳以上65歳未満であった方。
- 亡くなられたとき老齢基礎年金（受け取りに必要な資格期間を満たしている）を受け取っていた方、または受け取りに必要な資格期間を満たしていた方。※保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間が25年以上ある方に限ります。

確認

3

亡くなられた方が、一定期間保険料を納
めていないと受け取れません。

- 保険料を納めていた期間が「亡くなられた月の前々月」までで、全体の3分の2以上（免除期間を含む）であること。

または

- 直近の1年間に保険料の未納がないことの条件があります。

ご存知
ですか？

お手続き

Ⅰ 手続き先

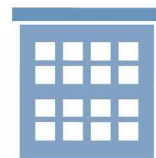
ご本人または代理人がお近くの**年金事務所**
または**市区町村の年金窓口**でお手続きくだ
さい。（郵送での手続きもできます）

※代理人が手続きをする際には、委任状が必要になります。



ご本人

手続き



年金事務所・
市区町村の年金窓口

Ⅰ 必要書類



年金請求書・年金手帳（亡くなった方と遺族）・世帯全員の住民票・住民票除票（亡くなった方）・戸籍
・収入証明・死亡診断書・受取先金融機関の預金通帳などが必要となります。

また、死亡原因や世帯構成などでも内容が異なります。

詳しくはお近くの年金事務所または市区町村の年金窓口にご相談ください。

Ⅰ 手続きの流れ

1

年金請求書を
ご提出ください。

「年金請求書」に必要書類を
添えて、お近くの年金事務所
または市区町村の年金窓口
にご提出ください。

2

年金証書などを
お送りします。

年金請求書の提出後、審査・
決定の上、1ヶ月～2ヶ月程
度で、年金証書や年金決定通
知書等がご自宅に届きます。

3

年金の
お受け取り

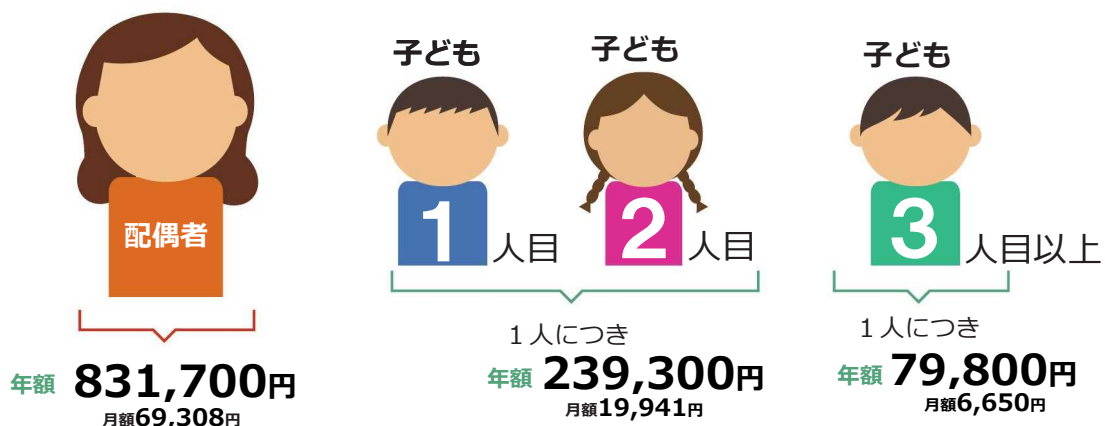
年金証書等の到着から約1
～2ヶ月後に年金が振込と
なります。

※ 日本年金機構のHPからダウンロードも可能です。

ご存知
ですか？

遺族基礎年金っていくら？

子どもがいる配偶者が受け取る場合の年金額



※実際の年金のお支払い時に、1円未満の端数が生じた場合、2月のお支払い時にまとめて加算します。

子どもが受け取る場合の年金額



※実際の年金のお支払い時に、1円未満の端数が生じた場合、2月のお支払い時にまとめて加算します。
※基本額と子どもの人数に応じて加算した額を、年金を受ける子の数で割った額をそれぞれ受け取れます。
※子どもが18歳に達する年度の末日まで受け取れます。
※子どもが障害等級1級・2級の障害の状態にある場合は、20歳まで受け取れます。

パンフレットをご覧のみなさまへ



年金の給付については、詳細な条件があります。

一般的な国民年金に関するお問い合わせは ———

ねんきんダイヤル

0570-05-1165 (ナビダイヤル)

050 ではじまる電話で
おかけになる場合は

(東京) 03-6700-1165 (一般電話)

受付時間

月曜日	午前 8 : 30 ~ 午後 7 : 00
火 ~ 金曜日	午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 15
第 2 土曜日	午前 9 : 30 ~ 午後 4 : 00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後 7 時まで相談をお受けします。

※土曜日、日曜日、祝日（第 2 土曜日を除く）、12 月 29 日から 1 月 3 日はご利用いただけません。

詳細については、お近くの年金事務所
または市区町村の窓口にお問い合わせください。